

森林法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年九月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 松野 博一

政令第三百十三号

森林法施行令の一部を改正する政令

内閣は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項及び第三十三条第五項（同条第六項（同法第三十三条の三において準用する場合を含む。）並びに同法第三十三条の三及び第四十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の三を次のように改める。

（開発行為の規模）

第二条の三、法第十条の二第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- 一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積一ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員三メートル
 - 二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積〇・五ヘクタール
 - 三 前二号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積一ヘクタール
- 別表第二の第三号（中「苗」の下に「当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。」）を加える。

附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

農林水産大臣 野村 哲郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 松野 博一

○農林水産省令第五十六号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定に基づき、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和四年九月三十日
 農林水産大臣 野村 哲郎

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(開発行為の許可の申請)</p> <p>第四条 法第十条の二第一項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 開発行為に係る森林の位置図及び区域図</p> <p>二 開発行為に関する計画書</p> <p>三 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類</p> <p>四 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類</p> <p>五 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があつたものについては、当該処分があつたことを証する書類）</p> <p>六 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類</p> <p>(開発行為の許可を要しない事業)</p> <p>第五条 法第十条の二第一項第三号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>十六 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業又は同項第十一号の二に規定する配電事業の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物</p> <p>十七 一十九 (略)</p> <p>(伐採及び伐採後の造林の届出)</p> <p>第九条 法第十条の八第一項の届出書は、伐採を開始する日前九十日から三十日までの間に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の届出書は、伐採をする者と当該伐採後の造林をする者とが異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。</p>	<p>(開発行為の許可の申請)</p> <p>第四条 法第十条の二第一項の許可を受けようとする者は、申請書に開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>一 開発行為に関する計画書</p> <p>二 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類</p> <p>三 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(開発行為の許可を要しない事業)</p> <p>第五条 法第十条の二第一項第三号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>十六 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業又は同項第十号に規定する送電事業の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物</p> <p>十七 一十九 (略)</p> <p>(伐採及び伐採後の造林の届出)</p> <p>第九条 法第十条の八第一項の届出書は、伐採を開始する日前九十日から三十日までの間に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の届出書は、伐採をする者と当該伐採後の造林をする者とが異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。</p>

○農林水産省告示第千四百九十三号

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第百六条の規定に基づき、昭和三十七年七月二日農林省告示第八百五十一号（森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年九月三十日

農林水産大臣 野村 哲郎

1 森林法施行規則（以下「規則」という。）第4条の申請書の様式

林 地 開 発 許 可 申 請 書

年 月 日

都道府県知事 殿

住 所

申請者氏名

〔 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名 〕

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開発行為に係る森林の土地の面積	
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開 発 行 為 の 施 行 体 制	
備 考	

1の様式を次のように改める。

注意事項

- 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。